

○青ヶ島チャレンジ進学助成金交付条例施行規則

令和3年3月25日
教委規則第1号

青ヶ島チャレンジ進学助成金支給規則(平成29年青ヶ島村教委規則第3号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、[青ヶ島チャレンジ進学助成金交付条例\(平成29年青ヶ島村条例第6号\)第5条](#)の規定に基づき、青ヶ島チャレンジ進学助成金(以下「進学助成金」という。)を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(進学助成金の額)

第2条 進学助成金の額は、[別表](#)に定めるところによるものとする。

(申請)

第3条 進学助成金を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、受験日及び旅程が確定した場合、青ヶ島チャレンジ進学助成金支給申請書([様式第1号](#))により、青ヶ島村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請するものとする。

2 申請者は、申請に当たり、受験票及び受験料領収書の写し並びに交通費及び宿泊費の領収書を必ず添えるものとする。

(支給の決定)

第4条 教育委員会は、[前条](#)の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査して支給の可否を決定し、青ヶ島チャレンジ進学助成金支給決定通知書([様式第2号](#))により、当該申請者に通知する。

2 進学助成金の支給は、生徒1人につき3回を限度とする。

(支給方法)

第5条 進学助成金の支給は、支給の決定を受けた保護者(以下「受給者」という。)が指定した金融機関に直接振り込むものとする。

(支給の取消し)

第6条 教育委員会は、受給者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。

(1) 進学助成金の受給を辞退したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により進学助成金を受給したとき。

(進学助成金の返還)

第7条 教育委員会は、[前条](#)の規定により支給の決定を取り消したときは、既に支給した進学助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

対象経費		金額
交通費	青ヶ島～八丈島	東京愛らんどシャトル運賃(※)
	八丈島～羽田	アイ切符運賃(※)
	空港～宿泊地～受験場	実費
宿泊費(ホテル等に宿泊した場合)		1泊につき1万円 [(受験日程+1)泊まで]
受験料		実費

備考 ※申請する際は、搭乗券と領収書の両方(原本)を添付する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号 (第3条関係)

青ヶ島チャレンジ進学助成金支給申請書

年 月 日

青ヶ島村長 様

申請者 (保護者) 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

青ヶ島チャレンジ進学助成金交付条例に基づき、進学助成金の支給を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

1 受験者及び旅程等

受験生氏名		
受験校	名 称	
	住 所	
受験場最寄駅		
試 験 日		
旅 程	/	出島
	/	
	/	
	/	
	/	

2 申請金額 (該当する項目を○で囲み必要事項を記入)

- (1) 交通費 ① 青ヶ島～八丈島間 往復 (搭乗券と領収書を添付)
 ② 八丈島～羽田間 往復 (搭乗券と領収書を添付)
 ③ その他

種 別	区 間	金 額
		円
		円
		円
		円
合 計		円

- (2) 宿泊費 ① 2泊 ② 3泊 ③ 4泊 (ホテル等に宿泊した場合、領収書を添付)
 ④ 不要(親戚・友人等宅を利用) _____ 円
 (3) 受験料 (受験票と領収書のコピーを添付) _____ 円
 (4) 合計金額 _____ 円

3 振込先

銀行店	種 類	口座番号						口座名義人
	普通 当 座							カタカナで記入

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

青ヶ島村教育委員会
（公印省略）

青ヶ島チャレンジ進学助成金支給決定通知書

青ヶ島チャレンジ進学助成金の支給を決定しましたので、下記のとおり申請時に指定された振込先に進学助成金を振り込みいたします。

記

1 振込日 年 月 日

2 振込金額 _____ 円

3 その他

ご不明な点がある場合は、教育委員会事務局までご連絡をお願いします。